

山口県青少年赤十字活動助成要綱

日本赤十字社山口県支部

一部改正 令和4年3月31日

令和7年3月31日

1. 目的

本要綱に定める助成金（以下「助成金」という。）は県下加盟校（園）が企画運営する青少年赤十字活動に対し、経費を助成することにより、青少年赤十字活動の活性化を促し、青少年赤十字実践目標『健康・安全、奉仕、国際理解・親善』及び態度目標『気づき、考え、実行する』に基づいた青少年赤十字メンバーの人格形成等を目的とする。

2. 助成金の種類及び助成額

（1）新規加盟助成金（初年度に限り）

10,000円 ※但し、脱退後の3年未満の再加盟は助成対象外とする。

（2）青少年赤十字活動助成金（原則各校・園 年1回）

下記ア～ウの金額を上限として必要と認める額を助成する。

ア	参加メンバー数49名以下	10,000円
イ	参加メンバー数50名以上99名以下	20,000円
ウ	参加メンバー数100名以上	30,000円

3. 助成金の申請手続き

助成を希望する加盟校（園）は、青少年赤十字活動助成申請書（別紙様式1）を日本赤十字社山口県支部事務局長宛に提出する。

4. 助成額の決定及び交付

日本赤十字社山口支部は、申請書の内容を審査し、適當と認めた場合は、助成額を決定し、交付する。

5. 活動報告及び決算報告

助成を受けた活動は、終了後速やかに活動報告書及び決算報告書（別紙様式2）を日本赤十字社山口県支部事務局長宛に提出し、残金が生じた場合は当該の活動終了後、支部に返金する。

また青少年赤十字助成金を使って活動を行ったことを、学校だよりやホームページなどにより広く保護者や地域に報告する。

青少年赤十字加盟校（園）に対する助成金運用要領について

1. この要領は、県下青少年赤十字加盟校・園が企画運営する、青少年赤十字活動（各地区や学校で実施しているトレーニング・センター〈トレセン〉、親子ふれあい活動、環境美化活動、福祉施設でのボランティア活動、その他学校・園の特色を生かした活動）に対する、活動費助成について必要項目を定めるものとする。
2. 助成金交付を希望する加盟校は、原則として活動1ヵ月前までに青少年赤十字活動実施に係る助成申請書（様式1）を日本赤十字社山口県支部（以下「支部」という。）に提出する。
3. 提出された申請書を審査し、申請された活動が、青少年赤十字の実践目標である、
 - ① 健康・安全
 - ② 奉仕
 - ③ 国際理解・親善に沿った活動であり助成が適当と認められるものについて、活動費を助成する。
4. 助成を受けた活動については、終了後速やかに活動報告書及び決算報告書（様式2）を支部事務局長宛に提出する。なお、残金が生じた場合は活動終了後、支部に返金する。
報告内容については支部が発行する機関誌や同ホームページ等に掲載し、赤十字の支援者に対して広く活動を周知する。
5. 本助成金の財源は、赤十字会員の会費及び県民からの寄付金によるため、青少年が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、又いのちと健康を大切にし、豊かな人間性を育める活動に効果的に活用すること。
活動中は青少年赤十字マークを表示（青少年赤十字旗・ワッペン等の着用）し、校（園）で発信する。
広報（学校・園だより、ホームページ等）への掲載、マスコミへの情報発信を行うなど保護者や地域等関係者へ、その活動が日本赤十字社山口県支部の助成を受けていることについて積極的に周知を行うこと。